

【特集】

迫るインボイス制度

— 免税事業者への「垣根」懸念 —

消費税のインボイス(適格請求書)制度開始まで4カ月を切った。県内企業はどう対応しているのか。制度開始後、免税事業者との取引はどうするのか。免税事業者はインボイス登録するのか。それぞれの立場で、事業者が判断を迫られている。

県内企業の42.8%はインボイス(適格請求書)制度施行が「経営上の問題になる」。

海邦総研が3月に実施した県内企業のインボイス制度対応に関する調査で上記のような結果が出た。「深刻な問題だ」と回答した企業は7.9%、「どちらかと言うと問題だ」と回答した企業は34.9%だった。

「問題」「深刻な問題だ」と「どちらかと言うと問題だ」の合計)と回答した企業を業種別に見ると、建設業が53.1%と最も多く、情報通信業52.7%、卸売・小売業50.7%が続いた。

図表1:インボイス制度の施行は経営上の問題となるか (%)

項目	合計 (n=378)	主要業種別					
		建設業 (n=64)	製造業 (n=36)	情報 通信業 (n=19)	卸売・ 小売業 (n=71)	飲食 サービス業 (n=17)	その他の サービス業 (n=77)
深刻な問題だ	7.9	7.8	11.1	5.3	12.7	5.9	7.8
どちらかと言うと 問題だ	34.9	45.3	36.1	47.4	38.0	41.2	33.8
特に問題には ならない	35.4	21.9	36.1	42.1	35.2	35.3	40.3
分からない	19.3	21.9	16.7	5.3	12.7	17.6	15.6
その他	0.8	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
無回答	1.6	1.6	0.0	0.0	1.4	0.0	1.3
深刻な問題だ+ どちらかと言うと 問題だ	42.8	53.1	47.2	52.7	50.7	47.1	41.6

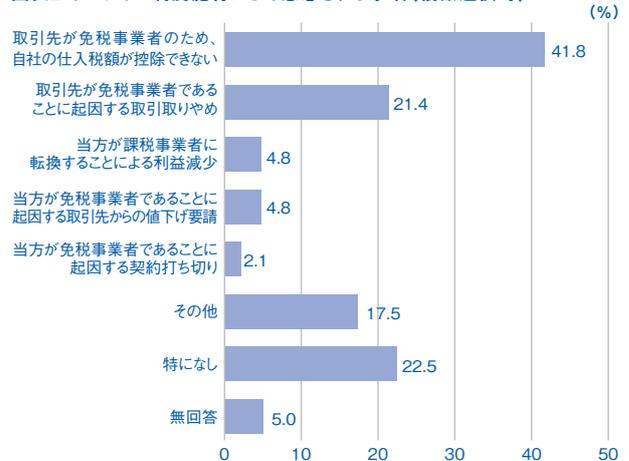
懸念事項は…

では、企業はどんな問題が生じそうだと懸念しているのだろうか。「インボイス制度施行により懸念される事項」を尋ねてみると、「自社の仕入税額が控除できない」が41.8%と最も多かった。ただし、懸念事項は仕入税額控除の可否

にとどまらない。次に回答が多かったのは「取引先が免税事業者であることに起因する取引取りやめ」(21.4%)だ。これまで受発注の関係にあった事業者との間の商取引が断絶しかねないことにも懸念が及んでいる。

免税事業者からも「当方が課税事業者に転換することによる利益減少」4.8%、「当方が免税事業者であることに起因する取引先からの値下げ要請」4.8%との懸念が挙がっている。

図表2:インボイス制度施行により懸念される事項(複数選択可) (%)



「小規模事業者、生き残れない」

アンケートの自由意見の中を見ても、「取引先はほとんど課税事業者のため、制度が始まって問題はない」

との意見がある一方で、「原材料の仕入れ先は100%、免税事業者(生産農家)だ。インボイス制度によって零細企業は生き残れなくなる」(食料品製造業)、「長い間、取引のある免税事業者との取引をどうするかが悩ましい。軽減税率の商品を扱っていないのに負担だけが強いられるように感じる」(その他製造業)、「下請事業者に小規模事業者が多く、インボイス制度を説明しても納得していない様子。弊社が負担することになりそうだ」(建設業)などの切実な声も挙がっている。

インボイス制度が始まる2023年10月以降、免税事業者との取引で支払った消費税額は、自社の仕入税額として全額を控除することができなくなる。2026年9月末までは控除割合80%、2029年9月末までは控除割合50%の経過措置が設けられているものの、それ以降は控除できなくなる。

本稿執筆時点で制度開始まで4カ月強。県内企業は一体、どんな対応を取っているのだろうか。

取引先の3割弱が未登録

本島南部に本社を構える中堅級の老舗建設会社の担当者が匿名を条件に取材に応じた。この会社も、インボイス制度の施行を「経営上の深刻な問題だ」と回答していた。

「(インボイスは)本当に難しい問題ですよね。当社の仕入税額控除にも関わってきますが、協力業者さんの生活の問題もあるので」

担当者はそう切り出した。この間、取引がある下請企業にメールやファクシミリ、文書でインボイス制度の周知と登録を呼び掛けてきた。会計ソフトの照合システムを使って、登録の有無を確認したところ、360を超える取引事業者のうち、登録を済ませていたのは72%。残る28%、約100事業者のインボイス登録は確認できなかった。

「登録を済ませている事業者のほとんどは元々、課税事業者の方たちです。やはり、これまで免税事業者だった方々が登録されるかどうか、ですよ」

現場を担当する社員を通じて、現場でも協力業者に登録を依頼している。しかし、「インボイスって何?」「どんな風になるの?」という返答が多いという。

同社の取り組みは比較的、速かった。制度開始1年前の2022年9月ごろから3カ月がかりで本社社員や県内に展開している営業所の社員など、全部署に制度を説明して回った。「現場で協力業者さんたちと接する社員に、制度を理解してもらう必要があるなと感じていました」



建設業界特有の事情

しかし、周知や登録依頼の取り組みを経て、この会社の取引先の約28%がインボイス未登録の状態だ。これには昨今の建設業界特有の事情も関係しているかもしれない。

慢性的な人手不足が叫ばれる建設業において、現場で実際に工事を進める職人の数は充足しているとは言い難い。職人側からすれば、「売り手」市場の状況だ。加えて、職人は「一人親方」という労働形態が多いことから、課税売上が1000万円に達しない免税事業者の割合は多いと推測される。工事を受注する元請会社はインボイス登録事業者のみで工事を進めていくことが困難なため、インボイス制度がスタートした後も、未登録事業者に対しても仕事を依頼していく必要があるだろうと見込む。

取材に応じた、この会社もそうした事情を認める。「未登録の100事業者さんを取引の対象から外したら、当社が受注できる工事の数もその分、頭打ちになってしまいます」。インボイスを登録した事業者との取引を基本にしつつ、登録していない事業者とも価格を交渉しながら、取引を継続していく方針だ。「相手方に当社も消費税仕入額を100%控除できなくなることを説明しながら、金額を交渉し、適正な金額でまとまれば良いと考えています」

職人側の「売り手市場」の環境で、価格交渉はうまくいくのだろうか。担当者に、率直に疑問をぶつけてみた。「付き合いが長い業者さんたちはある程度、理解してもらって大丈夫かなと思っているんですが、付き合いが浅かったり、新規でお願いしたりする相手には少し難しいかもしれないなと思っています」

煩雑さ増す事務負担

制度開始後に懸念される事務負担増も無視できない。インボイス登録事業者から受け取る請求書は原価と税率

ごとの消費税が記載されているかなど書式のチェックが必要になる。新規の取引先であれば、請求書に記載されている適格請求書発行事業者の登録番号が正確かどうかも確認する必要がある。「現在も10%と軽減税率の8%が混在しているので事務作業は煩雑になっていますが、10月からインボイス制度が始まるとさらに煩雑になります。加えて、2024年1月からは電子帳簿保存法が施行されます。ここ最近の法施行・改正が目まぐるしくて、その対応に追われているような感覚です」

免税事業者との取引、5割が不透明

職人の立場が比較的強い建設業の事情は、取材やアンケートの自由意見から読み取ることができた。では、ほかの業種で、免税事業者のままの事業者はどうなるだろうか。海邦総研がアンケート調査で「インボイス制度開始後の免税事業者との取引方針」を尋ねてみると、「決めかねている」31.0%と「分からない」21.2%となっていて、計5割超の企業の免税事業者への対応は不透明な状態だ。

「これまで通りの価格で、取引を続ける」27.2%、「取引価格を引き下げて取引を続ける」6.9%と計34.1%の企業は取引を続ける意向を示している一方で、「免税事業者と取引するのは難しい」(9.3%)と、インボイス制度開始後、免税事業者と取引しない姿勢を示す企業もあった。

図表3:インボイス制度開始後、免税事業者との取引はどうする方針ですか (%)

項目	合計 (n=378)	主要業種別					
		建設業 (n=64)	製造業 (n=36)	情報 通信業 (n=19)	卸売・ 小売業 (n=71)	飲食 サービス業 (n=17)	その他の サービス業 (n=77)
決めかねている	31.0	31.3	38.9	31.6	21.1	47.1	29.9
これまで通りの価格で、 取引を続ける	27.2	28.1	25.0	26.3	32.4	5.9	29.9
分からない	21.2	20.3	13.9	5.3	22.5	29.4	18.2
免税事業者と 取引するのは難しい	9.3	9.4	11.1	5.3	9.9	17.6	10.4
取引価格を引き 下げて取引を続ける	6.9	9.4	2.8	21.1	9.9	0.0	5.2
その他	4.5	1.6	8.3	10.5	4.2	0.0	6.5
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

免税事業者、登録したら…

国税庁のまとめによると、全国では課税事業者のうち90%近くが申請を済ませているが、県内では約65%の水準にとどまっている。一方で、免税事業者のインボイス登録割合は把握できていないという。

2021年経済センサスによると、県内4万7000の企業等のうち60.8%は個人企業(個人事業主を含む、法人成りしていない企業)が占める。これは全国で最も高い数字

で、県内に相当数の免税事業者が活動していることが類推できる。

海邦総研の調査は原則、従業員5人以上の企業を対象に実施していることから、県経済の実態と比べ、「免税事業者」の回答割合は相当に低い。サンプル数は少ないものの、本調査における免税事業者のインボイス登録申請状況を見てみると、「申請した」は11.1%にとどまった。「申請しないつもり」(22.2%)と「分からない」(22.2%)の合計は44.4%に上り、制度開始時点での免税事業者のインボイス登録は見通せない格好だ。

仮にインボイス登録した場合も、年間1000万円に満たない課税売上から10%を消費税として納税することになるため、制度開始前に比べると、手元に残る利益の大幅な減少が予想される。

「正確な税額」伝達が目的だが

インボイス制度そのものは「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える」ことを目的に導入される。ただし、制度開始後は、適格登録の有無が、課税事業者と免税事業者の間に利益・不利益を生む要素となりうる。

免税事業者のインボイス申請意向を見ると、制度開始時には商取引のさまざまな場面でインボイス制度に起因する問題が顕在化することがうかがえる。「課税事業者に転換しなければ取引を打ち切る」などと一方的に通告することは独占禁止法上、問題になりうると指摘されてはいるものの、実際の商取引において、課税事業者と免税事業者の間に、これまでなかった大きな垣根ができることは十分に懸念される。

卸売業の経営陣はアンケートの自由意見に、切々とこう書き記していた。

「インボイス制度は消費税の適正課税という目的に照らせば合理的とは言える。メリットとして電子インボイスの導入もしやすくコスト削減への効果も期待できると言われている」

「しかし、中小企業や個人事業者にとっては事務処理負担の増加などデメリットが大きい。併せて、免税事業者からの仕入れなしでは事業遂行に大きな支障をきたすことになる。当面はデメリットの方が大きい懸念がある」

(海邦総研 地域経済調査部/当銘 寿夫)

※「県内企業におけるインボイス制度対応状況調査」の詳細は海邦総研ホームページに掲載しています。